

23 日 獣 発 第 110 号
平成 23 年 6 月 30 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会
会長 山根 義久
(公印及び契印の押印は省略)

家畜伝染病予防法施行規則等の一部を改正する省令の公布について

このことについて、平成 23 年 6 月 22 日付け 23 消安第 1785 号をもって、農林水産省消費・安全局長から別添写しのとおり通知があったのでお知らせします。

このたびの通知の内容は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）の一部を改正し、平成 23 年 6 月 22 日付けで公布され、その内容は、平成 23 年 4 月 4 日付けで公布された「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 16 号。以下「改正法」という。）」の施行に伴い、下記の項目のとおり、所要の規定の整備を行うものであり、本会宛て了知とともに、制度の適正かつ円滑な施行に協力を依頼されたものです。関係会員等への周知方お願いします。

記

1 改正の主な内容

- (1) 家畜伝染病の見直しに伴う規定の整備
- (2) 家畜以外の動物についての伝染性疾病の発生状況等を把握するための検査の方法
- (3) 消毒設備の設置場所を通行する者の消毒の方法等
- (4) 国の費用負担の対象となる出荷が制限された家畜等に係る売上げの減少額等の計算方法
- (5) 予防的殺処分に係る補償金と併せて交付する費用

2 施行期日

改正法の施行の日（平成 23 年 7 月 1 日）とする。

本件内容のお問合せ先
日本獣医師会事業担当 長野
TEL 03-3475-1601



写

23消安第1785号
平成23年6月22日

社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



家畜伝染病予防法施行規則等の一部を改正する省令の公布について

貴職におかれましては、日頃から農林水産行政の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

今般、別添のとおり、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）の一部を改正し、本日付で公布されましたので、お知らせいたします。

本改正は、本年4月4日に公布された家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（平成23年法律第16号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、下記のとおり、所要の規定の整備を行うものです。

つきましては、このことについて、御了知いただくとともに、制度の適切かつ円滑な施行に御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 改正の主な内容

(1) 家畜伝染病の見直しに伴う規定の整備

改正法により家畜伝染病の見直しを行ったこと（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第2条及び第15条から第17条まで）に伴い、所要の規定の整備を行うこととする。具体的には、

- ① 改正法により小反芻獣疫を家畜伝染病に追加したことに伴い、これを届出伝染病の対象疾病から除外する（改正後の第2条）
- ② 改正法により現行の高病原性鳥インフルエンザの一部を新たに低病原性鳥インフルエンザという別個の家畜伝染病として位置付けたことに伴い、特定家畜伝染病防疫指針を作成すべき家畜伝染病に「低病原性鳥インフルエンザ」を追加する（改正後の第1条の3）
- ③ 改正法によりニューカッスル病の対象範囲を病原性が高いものに限定したことに伴い、病原性が高いニューカッスル病の定義を定めるとともに、対象外となった病原性が低いものを「低病原性ニューカッスル病」として新たに届出伝染病に追加する（改正後の第1条の2及び第2条）
- ④ 改正法により、豚コレラについて、命令を待ってから患畜及び疑似患畜のと殺を行う疾病から、直ちにと殺を行う疾病に変更したことに伴い、「豚コレラ」にかかるおそれがある動物の輸入又は輸出の際の検査に係る係留期間を10日間から20日間に延ばす（改正後の第50条）

等の改正を行うこととする。



(2) 家畜以外の動物についての伝染性疾病の発生状況等を把握するための検査の方法
改正法により、家畜が感染すれば家畜伝染病の発生となる伝染性疾病について、
家畜以外の動物がこれらにかかった場合又はかかっている疑いがある場合、都道府
県知事が当該動物について当該都道府県の職員に検査を行わせることができること
としたこと（法第5条第3項）に伴い、

- ① 当該検査は、当該動物又はその死体を対象として行うこと
 - ② 高病原性鳥インフルエンザ等については、通常の検査方法により行うこと
 - ③ 当該都道府県の職員で野生動物の事務に従事するもの及び家畜防疫員が相互に
緊密に連絡し、適切に分担して行うこと
- 等の当該検査の方法を定めることとする（改正後の第11条）。

(3) 消毒設備の設置場所を通行する者の消毒の方法等

改正法により、都道府県知事が家畜伝染病の発生時にそのまん延の防止のために
必要な消毒設備を設置している場所を通行する者に対し、当該設備によるその身体
及び車両の消毒を受けることを義務付けたこと（法第28条の2）に伴い、

- ① 設置する消毒設備の内容（踏込消毒槽等）（改正後の第36条）
 - ② 消毒設備による消毒の方法（消毒設備を設置している場所を通行する者は、当
該家畜伝染病の病原体に対して十分な消毒の効果が得られるよう、都道府県の職
員等の指示に従い、消毒を受けなければならないこと等）（改正後の第37条）
 - ③ 消毒設備の設置場所の表示の内容（消毒設備を設置している場所であることを
容易に判断することができるもの等）（改正後の第38条）
- 等を定めることとする。

(4) 国の費用負担の対象となる出荷が制限された家畜等に係る売上げの減少額等の計
算方法

改正法により、法第60条第2項の規定による国の費用負担について、

- ① 対象家畜を牛、豚等を含む家畜全般に拡大するとともに、
 - ② 法第32条の規定による移動制限等に加え、法第33条の規定による催物の開催の
停止等及び法第34条の規定による放牧の制限等も対象に加える
- こととし、また、家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号。以下「令」と
いう。）第7条（改正後は第9条）について、対象となる家畜、物品及び売上げの
減少額等の内容の見直しを行ったところである。

これに伴い、対象となる家畜及び物品（生乳、卵等）に係る売上げの減少額等の
計算方法について所要の改正を行うこととする（改正後の第63条）。

(5) 予防的殺処分に係る補償金と併せて交付する費用

改正法により、口蹄疫については、その急速かつ広範囲なまん延を防止するため
には患畜等以外であってもと殺することがやむを得ない場合において、患畜等以外
の家畜（以下「指定家畜」という。）に対する予防的殺処分を行うとともに、と殺
された指定家畜の所有者に対し、損失の補償を行う旨の規定を設けたこと（法第17
条の2及び第60条の2）に伴い、令を改正し、国は、その所有する指定家畜を法第
17条の2第5項の規定による命令に従って殺したために損失を受けた者に対し、当
該命令の日から当該指定家畜が殺された日まで必要とした飼料費その他の農林水産省
令で定める費用の額に相当する額を当該補償金と併せて交付することとしたところ
である。

これに伴い、予防的殺処分に係る補償金と併せて交付する費用の内容として、当該命令の日から当該指定家畜が殺された日までに要した飼料費その他の当該指定家畜の飼養に要した費用を定めることとする（改正後の第64条）。

2 施行期日

改正法の施行の日（平成23年7月1日）とする。

【問い合わせ先】

農林水産省消費・安全局

動物衛生課 担当：井戸

TEL：03-3502-8111（内線4428）

FAX：03-3502-3385

○農林水産省令第三十八号

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第十六号)及び家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令(平成二十三年政令第七十号)の施行に伴い、並びに家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第二条第一項、第三条の二第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第三項、第十一条、第十三条第四項、第二十八条の二第一項及び第三項、第二十九条並びに第五十二条、家畜伝染病予防法施行令(昭和二十八年政令第三十五号)第一条、第三条第二項、第九条並びに第十条第三項及び第四項並びに農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)第八十四条第三項(同法第八十五条の七において準用する場合を含む。及び第百十五條第一項第三号の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行規則等の)一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月二十二日

農林水産大臣 鹿野 道彦

家畜伝染病予防法施行規則等の一部を改正する省令

(家畜伝染病予防法施行規則の一部改正)

第一条 家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第一項」の下に「の表」を加える。

第一条の二中「家畜伝染病は」の下に、「牛疫、牛肺疫」を加え、「及び高病原性鳥インフルエンザ」を、「アフリカ豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ」に改め、同条を第一条の三とし、第一条の次に次の一条を加える。

(病原性が高いニューカッスル病)

第一条の二 法第二条第一項の表及び令第一条の表の農林水産省令で定めるニューカッスル病は、次に掲げるものとする。

一 鶏の初生ひなにおけるその病原体のFCPI(豚内接種試験により得られた病原体の病原性の高さを表した指数をいう)が〇・七以上であるニューカッスル病

二 次のいずれにも該当するニューカッスル病

イ その病原体のF蛋白質の百十三番目から百十六番目までのアミノ酸残基のうち三以上がアルギニン残基又はリジン残基であると推定されること。

ロ その病原体のF蛋白質の百十七番目のアミノ酸残基がフェニルアラニン残基であると推定されること。

第二条中「届出伝染病」を「農林水産省令で定める伝染性疾病」に、「相当下欄」を「同表の下欄」に改め、同条の表ブルータンゲの項、悪性カタル熱の項、類鼻疽の項及び破傷風の項中「しか」を「鹿」に改め、同表気腫疽の項中「気腫疽」を「気腫疽」に「しか」を「鹿」に改め、同表レプトスピラ症(レプトスピラ・ボモナ、レプトスピラ・カニコラ、レプトスピラ・イクテロヘモリジア、レプトスピラ・グリボディフォサ、レプトスピラ・ハルジョ、レプトスピラ・オクタムナリス及びレプトスピラ・オーストラリスによるものに限る。)の項中「しか」を「鹿」に改め、同表サルモネラ症(サルモネラ・ダブリン、サルモネラ・エンテリティディス、サルモネラ・ティフィムリウム及びサルモネラ・コレラエシスによるものに限る。)の項中「しか」を「鹿」に、「七面鳥うすら」を「うすら、七面鳥」に改め、同表野兔病の項中「野兔病」を「野兔病」に、「兔」を「うさぎ」に改め、同表小反芻獣疫の項を削り、同表伝染性膿疱性皮膚炎の項中「しか」を「鹿」に改め、同表山羊関節炎・脳脊髄炎の項中「山羊関節炎・脳脊髄炎」を「山羊関節炎・脳脊髄炎」に改め、同表豚エンテロウイルス性脳脊髄炎の項中「豚エンテロウイルス性脳脊髄炎」を「豚エン

第五十七条第一号中「薬事法」の下に「第八十二条第一項の規定により読み替えて適用される同法」を加える。

第五十八条中「規定により」を削り、「第三号の提出期限の十五日前までに左」を「次」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に「こえる」を「超える」に「左」を「次」に「見易い」を「見やすい」に改める。

第六十二条中「第五十八条第五項」の下に「及び令第十条第三項」を加える。

第六十三条を次のように改める。

第六十三条 令第九条の農林水産省令で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 家畜 次に掲げる額(売上げの減少額以外のものにあつては、通常必要であると認められるものに限る。)(の合計額)

イ 法第三十二条から第三十四条までの規定による禁止、停止又は制限(以下「特定移動制限等」という。)の期間において飼養される家畜(当該特定移動制限等に従わなかつた者が飼養するものを除く。以下「対象家畜」という。)のうち、当該特定移動制限等の対象となる区域内において飼養されるものであつて、当該特定移動制限等により出荷が制限されたものに係る売上げの減少額並びに飼料費及び輸送費の増加額(当該特定移動制限等に起因するものに限る。)

ロ 特定移動制限等の対象となる区域外において飼養される対象家畜であつて、当該特定移動制限等により予定出荷先(当該特定移動制限等の期間中に当該対象家畜の出荷が予定されていた出荷先をいう。以下この号において同じ。)に出荷することができなくなつたため、当該予定出荷先以外の出荷先に出荷されたものに係る売上げの減少額並びに飼料費及び輸送費の増加額(当該特定移動制限等に起因するものに限る。)

ハ 特定移動制限等の対象となる区域外において飼養される対象家畜であつて、当該特定移動制限等により予定出荷先に出荷することができなくなり、かつ、やむを得ない事情により当該予定出荷先以外の出荷先にも出荷することができなかつたため、当該特定移動制限等の期間後に当該予定出荷先に出荷され、又はやむを得ず処分されたものに係る売上げの減少額及び飼料費の増加額(当該特定移動制限等に起因するものに限る。)

二 家畜の死体 次に掲げる額(通常必要であると認められるものに限る。)(の合計額)

イ 特定移動制限等により販売又は飼養の継続が困難となつたため、やむを得ず処分された対象家畜の死体に係る焼却等施設(焼却施設、埋却施設又は化製場をいう。以下同じ。)(までの輸送費及び焼却費、埋却費又は化製費の実費)

ロ 対象家畜の死体(イの死体に該当するものを除く。)であつて、特定移動制限等により当該死体を通常化製する化製場において化製することができなくなつたため、当該化製場以外の化製場において化製されたものに係る輸送費及び化製費の増加額(当該特定移動制限等に起因するものに限る。)

三 物品(生乳、家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項に規定する家畜人工授精用精液、同法第十一条の二第五項に規定する家畜受精卵及び卵をいう。以下この号において同じ。)(次に掲げる額(売上げの減少額以外のものにあつては、通常必要であると認められるものに限る。)(の合計額)

イ 対象家畜が生産した物品(以下「対象物品」という。)のうち、特定移動制限等の対象となる区域内において生産されたものであつて、当該特定移動制限等により出荷が制限されたものに係る売上げの減少額及び輸送費の増加額(当該特定移動制限等に起因するものに限る。)

ロ 特定移動制限等の対象となる区域外において生産された対象物品であつて、当該特定移動制限等により予定出荷先(当該特定移動制限等の期間中に当該対象物品の出荷が予定されていた出荷先をいう。以下この号において同じ。)に出荷することができなくなつたため、当該予定出荷先以外の出荷先に出荷されたものに係る売上げの減少額及び輸送費の増加額(当該特定移動制限等に起因するものに限る。)

ハ 特定移動制限等の対象となる区域外において生産された対象物品であつて、当該特定移動制限等により予定出荷先に出荷することができなくなり、かつ、やむを得ない事情により当該予定出荷先以外の出荷先にも出荷することができなかつたため、当該特定移動制限等の期間後に当該予定出荷先に出荷され、又はやむを得ず処分されたものに係る売上げの減少額及び輸送費の増加額(当該特定移動制限等に起因するものに限る。)

並びに保管施設における保管費及び荷役費の実費

二 特定移動制限等により販売が困難となつたため、やむを得ず処分された対象物品に係る焼却等施設までの輸送費及び焼却費、埋却費又は化製費の実費

第六十四条を第六十五条とし、第六十三条の次に次の一条を加える。

(補償の対象となる損失)

第六十四条 令第十条第四項の農林水産省令で定める費用の額は、法第十七条の二第五項の規定による命令の日から当該指定家畜が殺された日までに要した飼料費その他の当該指定家畜の飼養に要した費用とする。

別記様式第十六号から別記様式第十八号まで中「滅川」を「滅川」に改める。

別表第一中「第三十七条」を「第四十条」に改める。

(農業災害補償法施行規則の一部改正)

第二条 農業災害補償法施行規則(昭和二十二年農林省令第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第二号中「隔つたとき」の下に「(家畜が家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十六条第一項第一号の患者若しくは同項第二号の疑似患者となつたことを獣医師、当該家畜の所有者若しくは運送業者が発見したとき又は同法第十七条の二第一項の規定により農林水産大臣が家畜を指定家畜として指定したときを除く。)」を加える。

第二十九条の五第一号中(昭和二十六年法律第百六十六号)を削る。

第二十九条の十一第一号中「牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚コレラ又はアフリカ豚コレラ」を「牛肺疫」に、「家畜伝染病」を「牛肺疫」に、「当該疾病」を「牛肺疫」に改める。

(動物用生物学的製剤の取扱いに関する省令の一部改正)

第三条 動物用生物学的製剤の取扱いに関する省令(昭和三十六年農林省令第四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「患者又は疑似患者」を「家畜」に改める。

(口蹄疫対策特別措置法施行規則の一部改正)

第四条 口蹄疫対策特別措置法施行規則(平成二十二年農林水産省令第四十一号)の一部を次のように改正する。

第一条から第七条までを削る。

第八条中「法第十七条」を「口蹄疫対策特別措置法(以下「法」という。)(第十七条)」に改め、同条を第一条とする。

第九条を削る。

第十条中「家畜伝染病予防法施行規則」の下に「昭和二十六年農林省令第三十五号」を加え、同条を第二条とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年七月一日）から施行する。

(農業災害補償法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の農業災害補償法施行規則第十六条第一項第三号及び第二十九条の十一第一号の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に共済掛金期間の開始する家畜共済について適用し、施行日前に共済掛金期間の開始する家畜共済については、なお従前の例による。

(家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第三条 家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（平成二十三年農林水産省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二条を削り、附則第一条の見出し及び条名を削る。

(家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 施行日前に都道府県知事が第一条の規定による改正前の家畜伝染病予防法施行規則第六十二条第一号イに規定する特定移動制限をした場合における当該特定移動制限に従った者が当該特定移動制限の期間において飼養する家きんのうち、当該特定移動制限により出荷が制限されたもの（前条の規定による改正前の家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令附則第二条第二項の規定により同号イに規定する対象家きんとみなされた家きんを含む。）に係る売上げの減少又は飼料費その他の保管、輸送若しくは処分にかかる費用の増加に係る費用の負担については、なお従前の例による。

家畜伝染病予防法施行規則等の一部を改正する省令案新旧対照条文目次

一	家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）	（第一条関係）	1
二	農業災害補償法施行規則（昭和二十二年農林省令第九十五号）	（第二条関係）	21
三	動物用生物学的製剤の取扱いに関する省令（昭和三十六年農林省令第四号）	（第三条関係）	23
四	口蹄疫対策特別措置法施行規則（平成二十二年農林水産省令第四十一号）	（第四条関係）	24
五	家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（平成二十三年農林水産省令第二十六号）	（附則第三条関係）	28

家畜伝染病予防法施行規則等の一部を改正する省令案新旧対照条文

○ 家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（ピロプラズマ病、アナプラズマ病及び家きんサルモネラ感染症の病原体）</p> <p>第一条 家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第二条第一項の表及び家畜伝染病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十五号。以下「令」という。）第一条の表のピロプラズマ病、アナプラズマ病及び家きんサルモネラ感染症の農林水産省令で定める病原体は、次の表のとおりとする。</p> <p>（略）</p> <p>（病原性が高いニューカッスル病）</p> <p>第一条の二 法第二条第一項の表及び令第一条の表の農林水産省令で定めるニューカッスル病は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 鶏の初生ひなにおけるその病原体のICPI（脳内接種試験により得られた病原体の病原性の高さを表した指数をいう。）が〇・七以上であるニューカッスル病</p> <p>二 次のいずれにも該当するニューカッスル病</p> <p>イ その病原体のF蛋白質の百十三番目から百十六番目までのアミノ酸残基のうち三以上がアルギニン残基又はリジン残基であると推定されること。</p> <p>ロ その病原体のF蛋白質の百十七番目のアミノ酸残基がフェニルアラニン残基であると推定されること。</p>	<p>（ピロプラズマ病、アナプラズマ病及び家きんサルモネラ感染症の病原体）</p> <p>第一条 家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第二条第一項及び家畜伝染病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十五号。以下「令」という。）第一条の表のピロプラズマ病、アナプラズマ病及び家きんサルモネラ感染症の農林水産省令で定める病原体は、次の表のとおりとする。</p> <p>（略）</p>

(特定家畜伝染病防疫指針を作成すべき家畜伝染病)

第一条の三 法第三条の二第一項の農林水産省令で定める家畜伝染病は、牛疫、牛肺疫、口蹄疫、牛海綿状脳症（法第二条第一項の表十五の項に掲げる伝達性海綿状脳症のうち牛に係るものをいう。）、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザとする。

(伝染性疾病についての届出)

第二条 法第四条第一項の農林水産省令で定める伝染性疾病は、次の表の上欄に掲げる伝染性疾病であつてそれぞれ同表の下欄に掲げる家畜についてのものとする。

伝染性疾病の種類	家畜の種類
ブルータング	牛、水牛、鹿、めん羊、山羊
(略)	(略)
悪性カタル熱	牛、水牛、鹿、めん羊
(略)	(略)
類鼻疽	牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし
破傷風	牛、水牛、鹿、馬
気腫疽	牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし
レプトスピラ症（レプトスピラ・ポ）	牛、水牛、鹿、豚、いのしし

(特定家畜伝染病防疫指針を作成すべき家畜伝染病)

第一条の二 法第三条の二第一項の農林水産省令で定める家畜伝染病は、口蹄疫、牛海綿状脳症（法第二条第一項の表十五の項に掲げる伝達性海綿状脳症のうち牛に係るものをいう。）、豚コレラ及び高病原性鳥インフルエンザとする。

(伝染性疾病についての届出)

第二条 法第四条第一項の届出伝染病は、次の表の上欄に掲げる伝染性疾病であつてそれぞれ相当下欄に掲げる家畜についてのものとする。

伝染性疾病の種類	家畜の種類
ブルータング	牛、水牛、しか、めん羊、山羊
(略)	(略)
悪性カタル熱	牛、水牛、しか、めん羊
(略)	(略)
類鼻疽	牛、水牛、しか、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし
破傷風	牛、水牛、しか、馬
気腫疽	牛、水牛、しか、めん羊、山羊、豚、いのしし
レプトスピラ症（レプトスピラ・ポ）	牛、水牛、しか、豚、いのしし

モナ、レプトスピラ・カニココーラ、 レプトスピラ・イクテロヘモリジア 、レプトスピラ・グリボテイフオー サ、レプトスピラ・ハージョ、レプ トスピラ・オースタムナーリス及びレ プトスピラ・オーストラリリスによ るものに限る。)	しし、犬
サルモネラ症(サルモネラ・ダブリ ン、サルモネラ・エンテリテイディ ス、サルモネラ・テイフイムリウム 及びサルモネラ・コレラエスイスに よるものに限る。)	牛、水牛、鹿、豚、いの しし、鶏、あひる、うず ら、七面鳥
野兔病	馬、めん羊、豚、いのし し、うさぎ
(略)	(略)
仮性皮疽 <small>モ</small>	馬
伝染性膿疱性皮膚炎 <small>のうほう</small>	鹿、めん羊、山羊
(略)	(略)
山羊関節炎・脳脊髄炎	山羊
(略)	(略)
豚エンテロウイルス性脳脊髄炎	豚、いのしし
(略)	(略)
萎縮性鼻炎	豚、いのしし
(略)	(略)

モナ、レプトスピラ・カニココーラ、 レプトスピラ・イクテロヘモリジア 、レプトスピラ・グリボテイフオー サ、レプトスピラ・ハージョ、レプ トスピラ・オースタムナーリス及びレ プトスピラ・オーストラリリスによ るものに限る。)	のしし、犬
サルモネラ症(サルモネラ・ダブリ ン、サルモネラ・エンテリテイディ ス、サルモネラ・テイフイムリウム 及びサルモネラ・コレラエスイスに よるものに限る。)	牛、水牛、しか、豚、い のしし、鶏、あひる、七 面鳥、うずら
野兔病	馬、めん羊、豚、いのし し、兎
(略)	(略)
仮性皮疽 <small>モ</small>	馬
小反芻獣疫 <small>さう</small>	しか、めん羊、山羊
伝染性膿疱性皮膚炎 <small>のうほう</small>	しか、めん羊、山羊
(略)	(略)
山羊関節炎・脳脊髄炎	山羊
(略)	(略)
豚エンテロウイルス性脳脊髄炎	豚、いのしし
(略)	(略)
萎縮性鼻炎	豚、いのしし
(略)	(略)

鳥インフルエンザ	鶏、あひる、うずら、七面鳥
低病原性ニューカッスル病	鶏、あひる、うずら、七面鳥
(略)	(略)
鶏結核病	鶏、あひる、うずら、七面鳥
(略)	(略)
兎ウイルス性出血病	うさぎ
兎粘液腫	うさぎ
バロア病	蜜蜂
チヨーク病	蜜蜂
アカリンドラニ症	蜜蜂
ノゼマ病	蜜蜂

第三条 法第四条第三項の農林水産省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第十二条第一項又は第十三条第一項（これらの規定が同法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可を受けている製造販売業者又は製造業者（以下「許可製造業者等」という。）が生物学的製剤（届出伝染病に係るものに限る。）の検査又は製造のため係留する家畜が届出伝染病にかかり、又はかかっている疑いがあることを発見した場合

二・三 (略)

鳥インフルエンザ	鶏、あひる、七面鳥、うずら
(略)	(略)
鶏結核病	鶏、あひる、七面鳥、うずら
(略)	(略)
兎ウイルス性出血病	兎
兎粘液腫	兎
バロア病	みつばち
チヨーク病	みつばち
アカリンドラニ症	みつばち
ノゼマ病	みつばち

第三条 法第四条第三項の農林水産省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第十二条第一項又は第十三条第一項の規定による許可を受けている製造販売業者又は製造業者（以下「許可製造業者等」という。）が生物学的製剤（法第四条第一項の届出伝染病に係るものに限る。）の検査又は製造のため係留する家畜が届出伝染病にかかり、又はかかっている疑いがあることを発見した場合

二・三 (略)

第六条 法第四条の二第二項の農林水産省令で定める場合は、指定検査機関が薬事法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十三条第一項の検定のため保留する家畜が当該検定のため新疾病にかかり、又はかかつている疑いがあることを発見した場合とする。

(監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査)

第九条 (略)

2 前項の規定による命令により実施する検査(ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症又は馬伝染性貧血に係るものに限る。)は、別表第一に定める検査の方法により実施するものとし、当該検査のうち同項の規定により少なくとも五年ごとに実施する検査については、ブルセラ病又は結核病に係るものにあつては農林水産大臣が定める区域内で飼育している第一号から第四号までに掲げる牛を対象として、ヨーネ病に係るものにあつては第一号から第四号までに掲げる牛のうち都道府県知事が指定するものを対象として、馬伝染性貧血に係るものにあつては第五号から第九号までに掲げる馬を対象として実施するものとし、当該検査のうち同項の規定により毎年実施する伝達性海綿状脳症に係る検査については、第十号及び第十一号に掲げる家畜の死体のうち都道府県知事が指定するものを対象として実施するものとする。

一〇十一 (略)

第十条 法第五条第一項の規定により監視伝染病の発生を予察するため行う命令は、次の表の上欄に掲げる監視伝染病の種類につき、それぞれ同表の下欄に掲げる場合に行わなければならない。

第六条 法第四条の二第二項の農林水産省令で定める場合は、指定検査機関が薬事法第四十三条第一項の検定のためけい留する家畜が当該検定のため新疾病にかかり、又はかかつている疑いがあることを発見した場合とする。

(監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査)

第九条 (略)

2 前項の規定による命令により実施する検査(ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症又は馬伝染性貧血に係るものに限る。)は、別表第一の検査の方法により実施するものとし、当該検査のうち前項の規定により少なくとも五年ごとに実施する検査については、ブルセラ病又は結核病に係るものにあつては農林水産大臣が定める区域内で飼育している第一号から第四号までに掲げる牛を対象として、ヨーネ病に係るものにあつては第一号から第四号までに掲げる牛のうち都道府県知事が指定するものを対象として、馬伝染性貧血に係るものにあつては第五号から第九号までに掲げる馬を対象として実施するものとし、当該検査のうち前項の規定により毎年実施する伝達性海綿状脳症に係る検査については、第十号及び第十一号に掲げる家畜の死体のうち都道府県知事が指定するものを対象として実施するものとする。

一〇十一 (略)

第十条 法第五条第一項の規定により監視伝染病の発生を予察するため行う命令は、次の表の上欄に掲げる監視伝染病の種類につき、それぞれ相当下欄に掲げる場合に行わなければならない。

2

前項の規定による命令により実施する検査は、同項の表第一号に

監視伝染病の種類	命令を行う場合
一 牛疫、牛肺疫、口蹄疫、狂犬病、水胞性口炎、リフトバレー熱、出血性敗血症、鼻疽、アフリカ馬疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、豚水胞病、家きんコレラ、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、家きんサルモネラ感染症（サルモネラ・ガリナラムによるものに限る。）、ランピースキン病、類鼻疽、トリパノソーマ病、トリコモナス病、ニパウイルス感染症、馬ウイルス性動脈炎、馬モルビリウイルス肺炎、馬痘、仮性皮炎、小反芻獣疫、ナイロビ羊病、羊痘、マエデイ・ビスナ、伝染性無乳症、流行性羊流産、疥癬、山羊痘、山羊伝染性胸膜肺炎、豚エンテロウイルス性脳脊髄炎、豚水疱疹、あひる肝炎、あひるウイルス性腸炎、兔粘液腫、アカリンダニ症、ノゼマ病	上欄に掲げる監視伝染病が国内で発生するおそれがあると認めて農林水産大臣が指定した場合
二 (略)	(略)

2

前項の規定による命令により実施する検査は、同項の表第一号に

監視伝染病の種類	命令を行う場合
一 牛疫、牛肺疫、口蹄疫、狂犬病、水胞性口炎、リフトバレー熱、出血性敗血症、鼻疽、アフリカ馬疫、アフリカ豚コレラ、豚水胞病、家きんコレラ、高病原性鳥インフルエンザ、家きんサルモネラ感染症（サルモネラ・ガリナラムによるものに限る。）、ランピースキン病、類鼻疽、トリパノソーマ病、トリコモナス病、ニパウイルス感染症、馬ウイルス性動脈炎、馬モルビリウイルス肺炎、馬痘、仮性皮炎、小反芻獣疫、ナイロビ羊病、羊痘、マエデイ・ビスナ、伝染性無乳症、流行性羊流産、疥癬、山羊痘、山羊伝染性胸膜肺炎、豚エンテロウイルス性脳脊髄炎、豚水疱疹、あひる肝炎、あひるウイルス性腸炎、兔粘液腫、アカリンダニ症、ノゼマ病	上欄に掲げる監視伝染病が国内で発生するおそれがあると認めて農林水産大臣が指定した場合
二 (略)	(略)

掲げる監視伝染病にあつては当該監視伝染病の種類ごとに都道府県知事が定める区域内で飼育している家畜を対象として、同表第二号に掲げる監視伝染病にあつては当該監視伝染病の種類ごとに都道府県知事が定める区域内で飼育している越夏していない家畜のうち都道府県知事が指定するものを対象として実施するものとする。

(家畜以外の動物についての伝染性疾病の発生の状況等を把握するための検査)

第十一条 法第五条第三項の検査は、家畜以外の動物であつて法第二条第一項の表の上欄に掲げる伝染性疾病にかかり、若しくはかかつて疑いがあるもの又はその死体を対象として、別表第一の区分の欄に掲げる伝染性疾病にあつてはそれぞれ同表に定める検査の方法に準ずる方法により、同項の表の上欄に掲げる伝染性疾病であつて別表第一の区分の欄に掲げる伝染性疾病以外のものにあつては通常行う方法により、当該都道府県の職員で野生動物の事務に従事するもの及び家畜防疫員が相互に緊密に連絡し、及び適切に分担して実施するものとする。

(報告)

第十二条 法第五条第四項の規定による報告は、遅滞なく、文書でしなければならない。

(通行の制限又は遮断)

第十五条の二 令第三条第二項及び第五条第三項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 通行の制限又は遮断を行う場所

掲げる監視伝染病にあつては当該監視伝染病の種類ごとに都道府県知事が定める区域内で飼育している家畜を対象として、同項の表第二号に掲げる監視伝染病にあつては当該監視伝染病の種類ごとに都道府県知事が定める区域内で飼育している越夏していない家畜のうち都道府県知事が指定するものを対象として実施するものとする。

(報告)

第十一条 法第五条第三項の規定による報告は、遅滞なく、文書でなければならない。

第十二条 削除

- 二 通行の制限にあつては、その期間及び制限の内容
- 三 通行の遮断にあつては、その期間

(指定骨肉皮毛類)

第十六条 法第十一条の農林水産大臣の指定する骨肉皮毛類は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 出血性敗血症若しくは豚水泡病の患者若しくは疑似患者若しくはこれらの死体又は豚コレラの疑似患者若しくはその死体から分離された骨肉皮毛類

(化製場における設備及び製造方法)

第十七条 法第十一条の農林水産省令で定める設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 原料置場、化製室、汚物だめ、汚水だめ、製品置場及び従業員室を備え、かつ、これらがそれぞれ区画されていること。
- 二 原料置場及び製品置場は、その位置が相互に相当の距離を保ち、その床が汚水等の浸透しない材料で造つてあり、かつ、犬猫等の出入りを防ぐ設備があること。
- 三 化製室は、その床が汚水等の浸透しない材料で造つてあり、その内側に汚水溝を備え、原料入口及び製品出口をそれぞれ別個に有し、かつ、その室内又はこれに隣接する箇所に焼却及び消毒をするために必要な設備があること。
- 四 汚物だめ及び汚水だめは、原料置場、製品置場、化製室及び従業員室から隔離され、かつ、外部に汚水等が浸透しない材料で造つてあること。

(指定骨肉皮毛類)

第十六条 法第十一条の農林水産大臣の指定する骨肉皮毛類は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 出血性敗血症、豚コレラ若しくは豚水泡病の患者若しくは疑似患者又はこれらの死体から分離された骨肉皮毛類

(化製場における設備及び製造方法)

第十七条 法第十一条の農林水産省令で定める設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 原料置場、化製室、汚物だめ、汚水だめ、製品置場及び従業員室を備え、かつ、これらがそれぞれ区画されていること。
- 二 原料置場及び製品置場は、その位置が相互に相当の距離を保ち、その床が汚水等のしん透しない材料で造つてあり、かつ、犬猫等の出入りを防ぐ設備があること。
- 三 化製室は、その床が汚水等のしん透しない材料で造つてあり、その内側に汚水溝を備え、原料入口及び製品出口をそれぞれ別個に有し、かつ、その室内又はこれに隣接する箇所に焼却及び消毒をするために必要な設備があること。
- 四 汚物だめ及び汚水だめは、原料置場、製品置場、化製室及び従業員室から隔離され、かつ、外部に汚水等がしん透しない材料で造つてあること。

五 従業員室及び化製室は、その出入口に人及び衣類の消毒設備があること。

2 法第十一条の農林水産省令で定める方法の基準は、次のとおりとする。

一 原料置場に格納されていた骨肉皮毛類を化製のため搬出したときは、遅滞なく、当該原料置場を消毒すること。

二 化製された物（未製品を含む。）を製品置場に格納するときは、あらかじめ、当該製品置場を消毒すること。

三 骨肉皮毛類は、化製室において原料入口から搬入され、特定疾病又は監視伝染病の病原体により汚染されるおそれがない化製工程を経て化製され、製品出口から搬出されること。

四 輸入された骨肉皮毛類であつて、牛、水牛若しくは鹿又はこれらの死体から分離されたものについては牛疫、牛肺疫、口蹄疫及び出血性敗血症の、馬又はその死体から分離されたものについては鼻疽の、めん羊若しくは山羊又はこれらの死体から分離されたものについては牛疫、口蹄疫及び出血性敗血症の、豚若しくはいのしし又はこれらの死体から分離されたものについては牛疫、口蹄疫、出血性敗血症、豚コレラ、アフリカ豚コレラ及び豚水胞病の病原体がその化製工程中に完全に消滅されること。

五 出血性敗血症若しくは豚水胞病の患者若しくは疑似患者若しくはこれらの死体又は豚コレラの疑似患者若しくはその死体から分離された骨肉皮毛類については、これらの監視伝染病の病原体がその化製工程中に消滅されること。

六 従業員は、化製室においては化製室専用の作業衣、作業靴等を着用し、作業後必ずこれらを消毒すること。

七 汚物だめの汚物は焼却され、又は消毒され、汚水だめの水は消

五 従業員室及び化製室は、その出入口に人及び衣類の消毒設備があること。

2 法第十一条の農林水産省令で定める方法の基準は、次のとおりとする。

一 原料置場に格納されていた骨肉皮毛類を化製のため搬出したときは、遅滞なく、当該原料置場を消毒すること。

二 化製された物（未製品を含む。）を製品置場に格納するときは、あらかじめ、当該製品置場を消毒すること。

三 骨肉皮毛類は、化製室において原料入口から搬入され、特定疾病又は監視伝染病の病原体により汚染されるおそれがない化製工程を経て化製され、製品出口から搬出されること。

四 輸入された骨肉皮毛類であつて、牛、水牛若しくは鹿又はこれらの死体から分離されたものについては牛疫、牛肺疫、口蹄疫及び出血性敗血症の、馬又はその死体から分離されたものについては鼻疽の、めん羊若しくは山羊又はこれらの死体から分離されたものについては牛疫、口蹄疫及び出血性敗血症の、豚若しくはいのしし又はこれらの死体から分離されたものについては牛疫、口蹄疫、出血性敗血症、豚コレラ、アフリカ豚コレラ及び豚水胞病の病原体がその化製工程中に完全に消滅されること。

五 出血性敗血症、豚コレラ若しくは豚水胞病の患者若しくは疑似患者又はこれらの死体から分離された骨肉皮毛類については、これらの監視伝染病の病原体がその化製工程中に消滅されること。

六 従業員は、化製室においては化製室専用の作業衣、作業靴等を着用し、作業後必ずこれを消毒すること。

七 汚物だめの汚物は焼却され、又は消毒され、汚水だめの水は消

毒後排水されること。

(指定家畜集合施設)

第十八条 法第十二条第一項の農林水産大臣の指定する催物は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 都道府県の区域(北海道にあつては、支庁の区域)を超える区域から牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら又は七面鳥を集合させる共進会、博覧会その他これらの家畜又はその能力等を展示するためにする催物

第二十三条 法第十三条第三項の農林水産省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 許可製造業者等が生物学的製剤(家畜伝染病に係るものに限る。第二十八条第一号、第三十一条第一号及び第三十三条第一号において同じ。)の検査又は製造のためその施設内に係留する家畜が当該検査又は製造のため患畜又は疑似患畜となつたことを発見した場合

二 指定検定機関が薬事法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十三条第一項の検定のため係留する家畜が当該検定のため患畜又は疑似患畜となつたことを発見した場合

三 (略)

(患畜等の発生の公示)

第二十四条 法第十三条第四項の規定による公示は、家畜伝染病の種類及び家畜の種類ごとに次に掲げる事項につきしなければならない

毒後排水されること

(指定家畜集合施設)

第十八条 法第十二条第一項の農林水産大臣の指定する催物は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 都道府県の区域(北海道にあつては、支庁の区域)を超える区域から牛、水牛、しか、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、七面鳥又はうずらを集合させる共進会、博覧会その他これらの家畜又はその能力等を展示するためにする催物

第二十三条 法第十三条第三項の農林水産省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 許可製造業者等が生物学的製剤(法第二条第一項の家畜伝染病に係るものに限る。第二十八条、第三十一条及び第三十三条において同じ。)の検査又は製造のためその施設内に係留する家畜が当該検査又は製造のため患畜又は疑似患畜となつたことを発見した場合

二 指定検定機関が薬事法第四十三条第一項の検定のため係留する家畜が当該検定のため患畜又は疑似患畜となつたことを発見した場合

三 (略)

(患畜等の発生の公示)

第二十四条 法第十三条第四項又は第五項の規定による公示は、家畜伝染病の種類及び家畜の種類ごとに次に掲げる事項につきなければならない

一〇四 (略)

2 (略)

(通報及び報告)

第二十五条 法第十三条第四項の規定による通報（関係都道府県知事にするものを除く。）は、第二十二條の届出事項につき、第一号及び第二号に掲げる家畜にあつては電信若しくは電話又はこれらに準ずる方法により、第三号に掲げる家畜にあつては郵便又はこれに準ずる方法によりしなければならない。

- 一 牛疫、牛肺疫、口蹄疫、流行性脳炎、水胞性口炎、リフトバレー熱、出血性敗血症、鼻疽、アフリカ馬疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、豚水胞病、家きんコレラ、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ又はニューカッスル病（第一条の二各号に掲げるものに限る。）の患者又は疑似患者

二・三 (略)

2 法第十三条第四項の規定により関係都道府県知事にする通報は、毎月十日までに、その前月中の状況を別記様式第十五号によりするほか、前項第一号及び第二号の家畜について同条第一項の規定による届出があつたときは、その旨を電信若しくは電話又はこれらに準ずる方法によりしなければならない。

3 法第十三条第四項の規定による報告は、遅滞なく、電信若しくは電話又はこれらに準ずる方法によりするほか、毎月十日までに、その前月中の状況を別記様式第十五号によりしなければならない。

ばならない。

一〇四 (略)

2 (略)

(通報及び報告)

第二十五条 法第十三条第四項の規定による通報（関係都道府県知事にするものを除く。）は、第二十二條の届出事項につき、第一号及び第二号に掲げる家畜にあつては電信、電話又はこれに準ずる方法により、第三号に掲げる家畜にあつては郵便又はこれに準ずる方法によりしなければならない。

- 一 牛疫、牛肺疫、口蹄疫、流行性脳炎、水胞性口炎、リフトバレー熱、出血性敗血症、鼻疽、アフリカ馬疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、豚水胞病、家きんコレラ、高病原性鳥インフルエンザ又はニューカッスル病の患者又は疑似患者

二・三 (略)

2 法第十三条第四項の規定により関係都道府県知事にする通報は、毎月十日までに、その前月中の状況を別記様式第十五号によりするほか、前項第一号及び第二号の家畜について法第十三条第一項の規定による届出があつたときは、その旨を電信、電話又はこれに準ずる方法によりしなければならない。

3 法第十三条第四項の規定による報告は、遅滞なく、電信、電話又はこれに準ずる方法によりするほか、毎月十日までに、その前月中の状況を別記様式第十五号によりしなければならない。

(通行の制限又は遮断)

第二十六条 削除

(と殺義務の除外)

第二十七条 法第十六条第一項ただし書の農林水産省令で定める場合は、当該家畜が次の各号に該当するものである場合とする。

一・二 (略)

三 指定検定機関が薬事法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十三条第一項の検定のため係留する家畜であつて当該検定のため牛疫の患者又は疑似患者となつたもの

四・六 (略)

(と殺の届出の除外)

第二十八条 法第十八条の農林水産省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 (略)

二 指定検定機関が薬事法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十三条第一項の検定のため係留する家畜であつて当該検定のため患者又は疑似患者となつたものを殺す場合

三 (略)

(焼却、埋却等の基準)

第二十九条 法第二十一条第一項の焼却及び埋却、法第二十三条第一

第二十六条 令第三条第三項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 通行の制限又は遮断を行う場所

二 通行の制限にあつては、その期間及び制限の内容

三 通行の遮断にあつては、その期間

(と殺義務の除外)

第二十七条 法第十六条第一項ただし書の農林水産省令で定める場合は、当該家畜が次の各号に該当するものである場合とする。

一・二 (略)

三 指定検定機関が薬事法第四十三条第一項の検定のため係留する家畜であつて当該検定のため牛疫の患者又は疑似患者となつたもの

四・六 (略)

(と殺の届出の除外)

第二十八条 法第十八条の農林水産省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 (略)

二 指定検定機関が薬事法第四十三条第一項の検定のため係留する家畜であつて当該検定のため患者又は疑似患者となつたものを殺す場合

三 (略)

(焼却、埋却等の基準)

第二十九条 法第二十一条第一項の焼却及び埋却、法第二十三条第一

項の焼却、埋却及び消毒並びに法第二十五条第一項の消毒についての農林水産省令で定める基準は、別表第二のとおりとする。ただし、腐蛆病の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品についての法第二十三条第一項の焼却及び消毒の基準は、別表第三のとおりとする。

(汚染物品の焼却等の義務の除外)

第三十一条 法第二十三条第一項ただし書の農林水産省令で定める物品は、次のとおりとする。

一 (略)

二 指定検定機関が薬事法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十三条第一項の検定の用に供する物品

三・四 (略)

(畜舎等の消毒義務の除外)

第三十三条 法第二十五条第一項ただし書の農林水産省令で定める施設は、次のとおりとする。

一 (略)

二 指定検定機関が行う薬事法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十三条第一項の検定のため患畜若しくは疑似患畜となつたもの又はこれらの死体の所在した施設

三 (略)

(消毒設備)

第三十六条 法第二十八条の二第一項の農林水産省令で定める設備は、次のいずれかに掲げる設備とする。

項の焼却、埋却及び消毒並びに法第二十五条の消毒についての農林水産省令で定める基準は、別表第二の通りとする。但し、腐蛆病の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品についての法第二十三条第一項の焼却及び消毒の基準は、別表第三の通りとする。

(汚染物品の焼却等の義務の除外)

第三十一条 法第二十三条第一項ただし書の農林水産省令で定める物品は、次のとおりとする。

一 (略)

二 指定検定機関が薬事法第四十三条第一項の検定の用に供する物品

三・四 (略)

(畜舎等の消毒義務の除外)

第三十三条 法第二十五条第一項ただし書の農林水産省令で定める施設は、次のとおりとする。

一 (略)

二 指定検定機関が行う薬事法第四十三条第一項の検定のため患畜若しくは疑似患畜となつたもの又はこれらの死体の所在した施設

三 (略)

- 一 踏込消毒槽
- 二 消毒薬噴霧装置
- 三 前二号に掲げる設備に準ずるもの

(消毒の方法)

第三十七条 都道府県知事が法第二十八条の二第二項の設備を設置している場所を通行する者は、当該家畜伝染病の病原体に対して十分な消毒の効果が得られるよう、当該都道府県の職員又は当該都道府県知事から当該設備による消毒の事務の委託を受けた者の指示に従い、当該設備によるその身体及びその場所を通過させる車両の消毒を受けなければならない。

(消毒設備の設置場所の表示)

第三十八条 法第二十八条の二第三項の農林水産省令で定める表示は、同条第一項の規定により家畜伝染病のまん延の防止のために必要な消毒のための設備を設置している場所であること並びに同項の規定によりその場所を通行する者は当該設備によるその身体及びその場所を通過させる車両の消毒を受けなければならないことを容易に判断することができるものとする。

(患畜等の標識)

第三十九条 法第二十九条の規定によりらく印、いれずみその他の標識を付することができる家畜の種類及び箇所並びに当該標識の種類及び様式は、次の表のとおりとする。

家畜の種類	箇所	標識の種類及び様式
-------	----	-----------

(患畜等の標識)

第三十六条 法第二十九条の規定によりらく印、いれずみその他の標識を付することができる家畜の種類及び箇所並びに当該標識の種類及び様式は、次の表のとおりとする。

家畜の種類	箇所	標識の種類及び様式
-------	----	-----------

(略)	その他の患畜若しくは疑似患畜又は法第十七条の二第一項の指定家畜(以下「指定家畜」という。)	(略)	都道府県知事の定める箇所(牛及び水牛にあつては、耳を除く。)	(略)	都道府県知事の定める標識
-----	---	-----	--------------------------------	-----	--------------

第四十条 (略)

(削る。)

(通報)

第四十一条 都道府県知事は、法第三十二条から第三十四条までの規定により規則を定めたとき、又はこれらの規則に基づき重要な処分をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告するとともに関係都道府県知事に通報しなければならない。

(検査に基づく処置)

第五十五条 法第四十六条第一項の検査に基づく処置の場合には、第十三条、第二十七条第一号ただし書、第三十九条及び第六十二条の規定の適用については、第十三条及び第三十九条中「都道府県知事」とあるのは「動物検疫所長」と、同号ただし書中「家畜防疫員」とあるのは「家畜防疫官」と、第六十二条中「家畜防疫員、家畜防疫員以外の」とあるのは「家畜防疫官、」とする。

(略)	その他の患畜又は疑似患畜	(略)	都道府県知事の定める箇所(牛及び水牛にあつては、耳を除く。)	(略)	都道府県知事の定める標識
-----	--------------	-----	--------------------------------	-----	--------------

第三十七条 (略)

第三十八条から第四十条まで 削除

(通報)

第四十一条 都道府県知事は、法第三十二条から法第三十四条までの規定により規則を定めたとき、又はこれらの規則に基づき重要な処分をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告するとともに関係都道府県知事に通報しなければならない。

(検査に基づく処置)

第五十五条 法第四十六条第一項の検査に基づく処置の場合には、第十三条、第二十七条第一号ただし書、第三十六条及び第六十一条の規定中「都道府県知事」とあるのは「動物検疫所長」と、「家畜防疫員」とあるのは「家畜防疫官」と読み替えるものとする。

2 電子情報処理組織を使用して法第四十六条第一項の検査に基づく処置（法第四十条第一項又は第二項の検査を行つた場合における法第四十六条第一項において読み替えて適用される法第六条第一項、第十四条、第十六条、第十七条、第十九条から第二十一条まで、第二十三条、第二十五条、第二十六条及び第三十一条第一項の処置並びに法第四十一条の規定による検査を行つた場合における法第四十六条第一項において読み替えて適用される法第二十五条及び第二十六条の処置に限る。）を通知する場合には、第五十条第六項の規定を準用する。

（動物用生物学的製剤の指定）

第五十七条 法第五十条の農林水産大臣の指定する動物用生物学的製剤は、次のとおりとする。

- 一 日本薬局方に収められておらず、かつ、薬事法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条第一項又は第十九条の二第一項の承認を受けていない動物用生物学的製剤

二（略）

（報告）

第五十八条 法第五十二条の報告を求める場合には、次に掲げる事項を記載した報告請求書を交付してしなければならない。ただし、都道府県知事が五十人を超える者から報告を求めようとするときは、次に掲げる事項及び報告すべき者の範囲を告示するとともに公衆の見やすい場所に掲示して報告請求書の交付に代えることができる。

一（四）（略）

2 電子情報処理組織を使用して第四十六条第一項の検査に基づく処置（法第四十条第一項又は第二項の検査を行つた場合における法第四十六条第一項の規定において読み替えて適用される法第六条第一項、第十四条、第十六条、第十七条、第十九条から第二十一条まで、第二十三条、第二十五条、第二十六条及び第三十一条第一項の処置並びに法第四十一条の規定による検査を行つた場合における法第四十六条第一項の規定において読み替えて適用される法第二十五条及び第二十六条の処置に限る。）を通知する場合には、第五十条第六項の規定を準用する。

（動物用生物学的製剤の指定）

第五十七条 法第五十条の農林水産大臣の指定する動物用生物学的製剤は、次のとおりとする。

- 一 日本薬局方に収められておらず、かつ、薬事法第十四条第一項又は第十九条の二第一項の承認を受けていない動物用生物学的製剤

二（略）

（報告）

第五十八条 法第五十二条の規定により報告を求める場合には、第三号の提出期限の十五日前までに左に掲げる事項を記載した報告請求書を交付してしなければならない。但し、都道府県知事が五十人をこえる者から報告を求めようとするときは、左に掲げる事項及び報告すべき者の範囲を告示するとともに公衆の見易い場所に掲示して報告請求書の交付に代えることができる。

一（四）（略）

(評価人)

第六十二条 法第五十八条第五項及び令第十条第三項の評価人は、家畜防疫員、家畜防疫員以外の地方公務員で畜産の事務に従事するもの及び地方公務員以外の者で畜産業に経験のあるもののうちからそれぞれ一名以上選定するものとする。

(交付の対象となる額の計算方法)

第六十三条 令第九条の農林水産省令で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 家畜 次に掲げる額(売上げの減少額以外のものにあつては、通常必要であると認められるものに限る。)の合計額

イ 法第三十二条から第三十四条までの規定による禁止、停止又は制限(以下「特定移動制限等」という。)の期間において飼養される家畜(当該特定移動制限等に従わなかつた者が飼養するものを除く。以下「対象家畜」という。)のうち、当該特定移動制限等の対象となる区域内において飼養されるものであつて、当該特定移動制限等により出荷が制限されたものに係る売上げの減少額並びに飼料費及び輸送費の増加額(当該特定移動制限等に起因するものに限る。)

ロ 特定移動制限等の対象となる区域外において飼養される対象家畜であつて、当該特定移動制限等により予定出荷先(当該特定移動制限等の期間前に当該対象家畜の出荷が予定されていた出荷先をいう。以下この号において同じ。)に出荷することができなくなつたため、当該予定出荷先以外の出荷先に出荷されたものに係る売上げの減少額並びに飼料費及び輸送費の増加額

(評価人)

第六十二条 法第五十八条第五項の評価人は、家畜防疫員、家畜防疫員以外の地方公務員で畜産の事務に従事するもの及び地方公務員以外の者で畜産業に経験のあるもののうちからそれぞれ一名以上選定するものとする。

(交付の対象となる額の計算方法)

第六十三条 令第七条の農林水産省令で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 家畜 次に掲げる額(ロ及びハに掲げるものにあつては、通常必要であると認められるものに限る。)の合計額

イ 対象家畜(法第三十二条の規定による移動又は移出の禁止又は制限(以下「特定移動制限」という。)に従つた者が当該特定移動制限の期間において飼養する家畜のうち、当該特定移動制限により出荷が制限されたものをいう。以下同じ。)と同一の種類の家畜の当該対象家畜が取引された日における市価の平均額から当該対象家畜の取引価格の平均額を減じて得た額に当該対象家畜の数量を乗じて得た額

ロ 対象家畜の出荷予定日から出荷の日までの間の飼料費の実費

ハ 販売又は飼養の継続が困難であるため、やむを得ず処分した対象家畜の焼却費、埋却費又は化製費の実費

二 家畜の卵 次に掲げる額(ロからニまでに掲げるものにあつては、通常必要であると認められるものに限る。)の合計額

イ 対象卵(特定移動制限に従つた者が飼養する家畜が生産し

(当該特定移動制限等に起因するものに限る。)

ハ 特定移動制限等の対象となる区域外において飼養される対象家畜であつて、当該特定移動制限等により予定出荷先に出荷することができなくなり、かつ、やむを得ない事情により当該予定出荷先以外の出荷先にも出荷することができなかつたため、当該特定移動制限等の期間後に当該予定出荷先に出荷され、又はやむを得ず処分されたものに係る売上げの減少額及び飼料費の増加額(当該特定移動制限等に起因するものに限る。)

二 家畜の死体 次に掲げる額(通常必要であると認められるものに限る。)の合計額

イ 特定移動制限等により販売又は飼養の継続が困難となつたため、やむを得ず処分された対象家畜の死体に係る焼却等施設(焼却施設、埋却施設又は化製場をいう。以下同じ。)までの輸送費及び焼却費、埋却費又は化製費の実費

ロ 対象家畜の死体(イの死体に該当するものを除く。)であつて、特定移動制限等により当該死体を通常化製する化製場において化製することができなくなつたため、当該化製場以外の化製場において化製されたものに係る輸送費及び化製費の増加額(当該特定移動制限等に起因するものに限る。)

三 物品(生乳、家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項に規定する家畜人工授精用精液、同法第十一条の二第五項に規定する家畜受精卵及び卵をいう。以下この号において同じ。) 次に掲げる額(売上げの減少額以外のものにあつては通常必要であると認められるものに限る。)の合計額

イ 対象家畜が生産した物品(以下「対象物品」という。)のうち、特定移動制限等の対象となる区域内において生産されたもの

た卵のうち、当該特定移動制限により出荷が制限されたものをいう。以下同じ。)と同一の種類の家きんの卵の当該特定移動制限の期間中における市価の平均額から当該対象卵の取引価格の平均額を減じて得た額に当該対象卵の数量を乗じて得た額

ロ 対象卵の保管施設における保管費又は荷役費の実費

ハ 対象卵の保管施設までの輸送費の実費

二 販売が困難であるため、やむを得ず処分した対象卵の焼却費、埋却費又は化製費の実費

のであつて、当該特定移動制限等により出荷が制限されたものに係る売上げの減少額及び輸送費の増加額（当該特定移動制限等に起因するものに限る。）並びに保管施設における保管費及び荷役費の実費

ロ 特定移動制限等の対象となる区域外において生産された対象物品であつて、当該特定移動制限等により予定出荷先（当該特定移動制限等の期間前に当該対象物品の出荷が予定されていた出荷先をいう。以下この号において同じ。）に出荷することができなくなつたため、当該予定出荷先以外の出荷先に出荷されたものに係る売上げの減少額及び輸送費の増加額（当該特定移動制限等に起因するものに限る。）並びに保管施設における保管費及び荷役費の実費

ハ 特定移動制限等の対象となる区域外において生産された対象物品であつて、当該特定移動制限等により予定出荷先に出荷することができなくなり、かつ、やむを得ない事情により当該予定出荷先以外の出荷先にも出荷することができなかつたため、当該特定移動制限等の期間後に当該予定出荷先に出荷され、又はやむを得ず処分されたものに係る売上げの減少額及び輸送費の増加額（当該特定移動制限等に起因するものに限る。）並びに保管施設における保管費及び荷役費の実費

ニ 特定移動制限等により販売が困難となつたため、やむを得ず処分された対象物品に係る焼却等施設までの輸送費及び焼却費、埋却費又は化製費の実費

（補償の対象となる損失）

第六十四条 令第十条第四項の農林水産省令で定める費用の額は、法

第十七条の二第五項の規定による命令の日から当該指定家畜が殺された日までに要した飼料費その他の当該指定家畜の飼養に要した費用とする。

第六十五条 (略)

別記

様式第十六号 (第三十九条関係)
(略)

様式第十七号 (第三十九条関係)
(略)

様式第十八号 (第三十九条関係)
(略)

別表第一 (第九条、第四十条関係)
(略)

第六十四条 (略)

別記

様式第十六号 (第三十六条関係)
(略)

様式第十七号 (第三十六条関係)
(略)

様式第十八号 (第三十六条関係)
(略)

別表第一 (第九条、第三十七条関係)
(略)

改正案	現行
<p>第十六条 法第八十四条第三項（法第八十五条の七において準用する場合を含む。）に規定する法第八十四条第一項第三号の廃用の範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合における廃用とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 不慮の災厄によつて救うことのできない状態に陥つたとき（家畜が家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十六条第一項第一号の患畜若しくは同項第二号の疑似患畜となつたことを獣医師、当該家畜の所有者若しくは運送業者が発見したとき又は同法第十七条の二第一項の規定により農林水産大臣が家畜を指定家畜として指定したときを除く。）。</p> <p>三〇七（略）</p> <p>②・③（略）</p> <p>第二十九条の五 組合等との間に包括共済関係の存する者は、法第百十一条の八第一項の規定により、共済規程等の定めるところにより、当該共済掛金期間の開始する二週間前までに、乳牛の雌等に係る包括共済関係にあつては第一号、第二号又は第五号のいずれか、肉用牛等に係る包括共済関係にあつては第一号から第三号まで又は第五号のいずれか、馬に係る包括共済関係にあつては第一号、第二号又は第五号のいずれか、種豚に係る包括共済関係にあつては第一号、第二号、第四号又は第五号のいずれかに掲げるものを共済事故としない旨の申出をすることができる。</p>	<p>第十六条 法第八十四条第三項（法第八十五条の七において準用する場合を含む。）に規定する法第八十四条第一項第三号の廃用の範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合における廃用とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 不慮の災厄によつて救うことのできない状態に陥つたとき。</p> <p>三〇七（略）</p> <p>②・③（略）</p> <p>第二十九条の五 組合等との間に包括共済関係の存する者は、法第百十一条の八第一項の規定により、共済規程等の定めるところにより、当該共済掛金期間の開始する二週間前までに、乳牛の雌等に係る包括共済関係にあつては第一号、第二号又は第五号のいずれか、肉用牛等に係る包括共済関係にあつては第一号から第三号まで又は第五号のいずれか、馬に係る包括共済関係にあつては第一号、第二号又は第五号のいずれか、種豚に係る包括共済関係にあつては第一号、第二号、第四号又は第五号のいずれかに掲げるものを共済事故としない旨の申出をすることができる。</p>

一 火災、伝染性の疾病（家畜伝染病予防法第二条第一項に規定する家畜伝染病及び同法第四条第一項に規定する届出伝染病に限る。以下同じ。）又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用

二 五（略）

第二十九条の十一 法第一百五十五条第一項第三号の農林水産省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 家畜伝染病予防法第三十二条の規定により、牛肺疫のまん延を防止するため、農林水産大臣又は都道府県知事が家畜、その死体又は牛肺疫の病原体をひろげるおそれがある物品の一定区域内での移動又は一定の区域外への移出を禁止し、又は制限した場合における当該区域内における牛肺疫による死亡及び廃用

二（略）

一 火災、伝染性の疾病（家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二条第一項に規定する家畜伝染病及び同法第四条第一項に規定する届出伝染病に限る。以下同じ。）又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用

二 五（略）

第二十九条の十一 法第一百五十五条第一項第三号の農林水産省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 家畜伝染病予防法第三十二条の規定により、牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚コレラ又はアフリカ豚コレラのまん延を防止するため、農林水産大臣又は都道府県知事が家畜、その死体又は家畜伝染病の病原体をひろげるおそれがある物品の一定区域内での移動又は一定の区域外への移出を禁止し、又は制限した場合における当該区域内における当該疾病による死亡及び廃用

二（略）

○ 動物用生物学的製剤の取扱いに関する省令（昭和三十六年農林省令第四号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第三条 製造業者は、生物学的製剤の製造又は検査の用に供した動物（その死体を含む。）その他の物（生物学的製剤の製造又は検査の用に供した動物の死体から分離された骨、肉及び皮毛類を含む。）を当該製造所の構内において焼却しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第二十一条第一項各号に掲げる家畜の死体につき、病性鑑定又は学術研究の用に供するため同項ただし書の規定による都道府県知事の許可を受けた場合</p> <p>二・三 （略）</p>	<p>第三条 製造業者は、生物学的製剤の製造又は検査の用に供した動物（その死体を含む。）その他の物（生物学的製剤の製造又は検査の用に供した動物の死体から分離された骨、肉及び皮毛類を含む。）を当該製造所の構内において焼却しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第二十一条第一項各号に掲げる患者又は疑似患者の死体につき、病性鑑定又は学術研究の用に供するため同項ただし書の規定による都道府県知事の許可を受けた場合</p> <p>二・三 （略）</p>

改 正 案

現 行

（削る。）

（車両等の消毒のための設備）
 第一条 口蹄疫対策特別措置法（以下「法」という。）第四条第一項及び第三項の農林水産省令で定める消毒のための設備は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- 一 踏込消毒槽
- 二 消毒薬噴霧装置
- 三 前二号に掲げるもののほか、これらに準ずるもの

（削る。）

（車両等の消毒の基準）

第二条 法第四条第一項及び第三項の農林水産省令で定める基準は、アルカリ水剤、ハロゲン塩製剤その他の口蹄疫の病原体に対して十分な消毒の効果を有する消毒薬を用いて、これを消毒目的物に十分に散布し、塗布し、又はこれに消毒目的物を浸すことその他の適切な方法により消毒を実施することとする。

（削る。）

（消毒の対象となる物品）

第三条 法第四条第一項の農林水産省令で定める物品は、車両（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第三十九条第一項の緊急自動車その他の車両で当該車両の性質又は状況にかんがみ家畜防疫員が合理的な理由があり消毒の対象としないことがやむを得ないと判断したものを除く。）とする。

(削る。)

(車両等の消毒のための設備を設置している場所の表示)
第四条 法第四条第四項の農林水産省令で定める表示は、同条第一項又は第三項の規定に基づいて口蹄疫のまん延を防止するために車両等の消毒のための設備を設置している場所であること並びにこれらの項の規定に基づいて当該場所を通行しようとする者は前条に定める物品及び当該者自らの身体を消毒することが義務づけられていることを容易に判断できるものとする。

(勧告等の通知等)

第五条 都道府県知事は、法第六条第一項の勧告をし、又は同条第二項に規定する措置を実施する場合には、同条第一項の家畜を所有する者に対し、次に掲げる事項を記載した別記様式による書面を通知し、又は交付しなければならない。ただし、同条第二項に規定する措置を実施する場合において家畜の所有者又はその所在が知れないときは、当該書面の公示をもってこれに代えることができる。

- 一 当該勧告又は当該措置の対象となる家畜
- 二 当該勧告をし、又は当該措置を実施する根拠となる法の規定
- 三 当該勧告をし、又は当該措置を実施する理由
- 四 当該勧告をする場合にあっては、当該家畜を殺すべき期限
- 五 当該措置を実施する場合にあっては、当該措置を実施する日時、場所及びその方法
- 六 その他必要と認める事項

(焼却及び埋却の基準)

第六条 法第六条第六項の焼却及び埋却についての農林水産省令で定める基準は、家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年農林省令第

(削る。)

(削る。)

三十五号) 別表第二の一及び二のとおりとする。

(補てん又は補償の対象となる損失等)

第七条 口蹄疫対策特別措置法施行令第一条第二項の評価人は、家畜防疫員、家畜防疫員以外の地方公務員で畜産の事務に従事するもの及び地方公務員以外の者で畜産業に経験のあるもののうちからそれぞれ一名以上選定するものとする。

2 口蹄疫対策特別措置法施行令第三条第三項(同令附則第二条第二項の規定において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める費用の額は、法第六条第一項の勸告の日から当該家畜が殺された日までに要した飼料費その他の当該家畜の飼養に要する費用とする。

(ねずみ等の駆除等の実施の方法)

第八条 法第十七条の消毒又は駆除の実施については、次に掲げる基準に従い行うものとする。

一 三 (略)

(損失の補てんに係る家畜等の移動等の禁止等の基準)

第九条 法第二十条の農林水産省令で定める基準は、同条の家畜等の移動等の禁止等が、次のいずれかに該当する都道府県の区域内において行われたものであることとする。

一 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第三十二条第一項の規定による都道府県の区域内での移動の禁止又は制限を実施した都道府県

二 家畜伝染病予防法第三十二条第二項の規定による農林水産大臣

(削る。)

(ねずみ等の駆除等の実施の方法)

第一条 口蹄疫対策特別措置法(以下「法」という。)第十七条の消毒又は駆除の実施については、次に掲げる基準に従い行うものとする。

一 三 (略)

(削る。)

の指定に係る区域を含む都道府県

(証票の様式)

第二条 法第二十四条の規定による証票は、家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十五号)別記様式第三十一号によるものとする。

(証票の様式)

第十条 法第二十四条の規定による証票は、家畜伝染病予防法施行規則別記様式第三十一号によるものとする。

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この省令は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。ただし、第六十三条を第六十四条とする改正規定、第六十二条の改正規定及び同条を第六十三条とする改正規定並びに次条の規定は、公布の日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">（削る。）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p> <p>第一条 この省令は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。ただし、第六十三条を第六十四条とする改正規定、第六十二条の改正規定及び同条を第六十三条とする改正規定並びに次条の規定は、公布の日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">（経過措置）</p> <p>第二条 この省令による改正後の家畜伝染病予防法施行規則（以下「新規則」という。）第六十三条の規定は、前条ただし書に規定する日以後に都道府県知事が新規則第六十三条第一号イに規定する特定移動制限をした場合における同号イに規定する対象家きんについて適用する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、平成二十二年十一月一日から前条ただし書に規定する日までの間において都道府県知事がこの省令による改正前の家畜伝染病予防法施行規則第六十二条第一号イに規定する特定移動制限をした場合における当該特定移動制限に従った者が当該特定移動制限の期間において飼養する家きんのうち、当該特定移動制限により出荷が制限されたものは、新規則第六十三条第一号イに規定する対象家きんとみなして、同条の規定を適用する。</p>